　　　　　　　　第７章　業務（南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例）

○南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例

平成13年2月22日

条　例　第　１　号

改正　平成25年02月26日条例第1号

南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例（昭和57年条例第1号）の全部を改正する。

　（目的）

第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、南空知公衆衛生組合（以下「組合」という。）が行なう一般廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

　（用語の定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 家庭廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
2. 事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
3. 事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
4. 資源化・再利用　活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を資源として利用し、若しくは再び使用すること又は再生品を使用することをいう。
5. 再生品　主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

　（組合の事業等）

第３条　組合は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

２　組合は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

３　組合は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する技術開発に努めなければならない。

４　組合は、資源化・再利用の可能な廃棄物の収集、廃棄物処理施設での資源の回収等を行うとともに、組合施設での物品の調達に当たっては再生品の使用に努め、分別の徹底、資源化・再利用の促進を図り、自ら廃棄物の発生を抑制しなければならない。

第７章　業務（南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例）

　（意識の啓発と意見の反映）

第４条　組合は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理に関する土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、当該土地又は建物の管理者。以下「占有者等」という。）及び事業者の意識の啓発を図るとともに、占有者等の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

　（自主的活動への支援）

第５条　組合は、資源化・再利用の促進に関する占有者等及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

　（指導又は助言）

第６条　組合は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理に関し必要と認めるときは、占有者等及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

　（情報の収集）

第７条　組合は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理に関する技術の情報を収集し、施策に反映させるよう努めなければならない。

　（資源ごみの収集等の推進）

第８条　組合は、ごみの収集等における分別区分に、資源化・再利用が可能である廃棄物を資源ごみとして設定し、占有者等及び事業者に分別排出の協力を求め、その収集等の推進に努めなければならない。

２　組合は、資源ごみとして収集する廃棄物の種類の拡大に努め、資源としての付加価値を高めるため、必要に応じて処理施設の整備に努めなければならない。

　（一般廃棄物収集計画に基づく処理）

第９条　組合は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ適正な一般廃棄物（し尿、汚泥及び動物の死体を除く。以下同じ。）の処理を行うものとする。

　（一般廃棄物の処理に関する基本的事項）

第１０条　組合は、占有者等及び事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易に行うことができるよう、一般廃棄物処理計画のうちの分別方法、排出方法、処理施設、受入時間等基本的事項を定め、周知するものとする。

２　組合は、前項の基本的事項に変更があったときは、その都度変更の内容を周知するものとする。

　（排出マナーの遵守義務）

　　　　　　　　第７章　業務（南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例）

第１１条　占有者等は、自ら処分できない一般廃棄物については、組合の定める排出日時及び排出方法を遵守して所定の場所へ持ち出す等第10条第1項の基本的事項に従わなければならない。

２　ごみステーションを利用する者は、自ら処分できない一般廃棄物を組合の定める排出方法によりごみステーションに持ち出し、組合が収集した後は常に清潔にしておかなければならない。

　（適正処理困難物の指定）

第１２条　組合は、法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定するもののほか組合が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に際し、適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定し、規則で定めるものとする。

　（組合が処理する一般廃棄物）

第１３条　組合は、一般廃棄物のうち家庭廃棄物を処理するものとする。ただし、次に掲げるものは、処理しない。

1. 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物
2. 毒性、感染性、爆発性、引火性等危険性のある物又は著しく悪臭を発するもの
3. 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に定める特定家庭用機器で廃棄物となったもの
4. 適正処理困難物
5. 前4号に掲げるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬並びに処理施設等の機能及び処理能力に支障を生ずるもので、規則で定めるもの

２　占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、組合の指示に従わなければならない。

３　組合は、資源化・再利用が可能な廃棄物及び生活環境の保全上必要があると認める場合は、家庭廃棄物の処理に支障がないときに限り、第1項各号に掲げるもの以外の事業系一般廃棄物の処理を行うことができる。

　（一般廃棄物の自己処理の基準）

第１４条　占有者等及び事業者は、自らその一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

　（処理状況の把握）

第１５条　一般廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託しようとする占有者等及び事業者は、当該一般廃棄物が不適正に処理されることのないよう、その処理の状況

第７章　業務（南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例）

等の把握に努めなければならない。

　（一般廃棄物収集運搬業等の申請及び許可等）

第１６条　法第7条第1項若しくは第4項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者、法第7条第2項若しくは第5項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請しなければならない。

２　組合は、前項の申請を受けた場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、許可又は再交付することができる。

　（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第１７条　法第21条第3項に規定する組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

1. 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る二次試験に合格した者に限る。）
2. 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
4. 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

　（委任）

第１８条　この条例の施行について必要な事項は、組合長が別に定める。

　　　附　則

　この条例は、平成13年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成25年2月26日条例第1号）

　この条例は、交付の日から施行する。

（～１０８４）